

## 大阪市への要望に対する回答がありました。

昨年12月3日に大阪市に対して提出した要望書について、令和7年3月7日に大阪府福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。これで終わらず、引続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

### 1. (項目)

来年4月13日から184日の会期で、大阪では55年ぶりの大阪・関西万博が開催され、障がい者も全世界、全国から多く来場することが予想されることから、当博覧会の開催が、建物や移動並びに情報提供等々の全てにおいて、これからの我が国の合理的配慮の提供の模範例となるよう、大阪市として共同出資者の立場から万博協会と連携して運営するよう要望する。

**回答** 万博会場内の施設については、2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）が策定した「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン（2022年3月改訂）」に基づき、順次、整備が進められております。

また、移動に関しては、すべての人が安全で快適に万博会場まで移動できる交通アクセスの実現に向けて、博覧会協会が学識経験者、障がい当事者、行政機関等を構成員として設置した交通アクセスユニバーサルデザイン検討会において、交通事業者が交通関連施設の新設・改良などを行う際に参考となる指針として、「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」を2023年6月に策定し、博覧会協会が整備・管理する施設については、同ガイドラインに基づき整備を行っているところであり、学識経験者・障がい当事者参画のもと、駅の改良等を行う際に配慮すべき事柄などのご意見を伺うためのワークショップも開催してきております。

情報提供等に関しては、博覧会協会において検討会での議論を踏まえ、すべての皆様を楽しめる万博運営を目的として、「ユニバーサルサービスガイドライン（2023年7月改訂）」を策定しています。

本ガイドラインでは、万博会場における聴覚に障がいのある来場者に対する配慮内容として、手話対応や、デジタルサイネージによる多言語に対応した字幕などの文字情報の掲示、展示内容を説明した印刷物の配布、催事において手話通訳や字幕表示がある場合は、舞台や映像が見やすい観覧スペースの確保などの取組例が示されており、このガイドラインに沿って、来場者サービス全般、展示、催事・演出、飲食・物販の準備が進められています。

加えて、世界中から多くの方をお迎えする万博会場アテンダントやボランティアにも、こうした取組みを踏まえて活動いただけるよう、聴覚障がいをはじめ、さまざまなサポートが必要な方への対応等を習得する「ユニバーサル研修」を実施しております。

本市としても、引き続き、博覧会協会等と連携しながら、すべての皆様楽しんでいただけるよう進めていきます。

(担当) 万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7731  
万博推進局 企画部 企画課 電話：06-6690-7556

### 2. (項目)

今年4月にすべての事業者への合理的配慮の提供を義務付けた「障害者差別解消法改正法」が施行実施されてから半年以上が経過するが、未だ十分に認識、周知されているとは言い難い。大阪市として各事業者並びに各業界団体への周知や市役所各部局、各区役所への通知徹底にさらに努められるとともに、相談窓口での相談対応状況を詳らかに公表していくよう要望する。

**回答** 令和6年4月に障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、啓発リーフレットを作成し、各区役所や関係機関に配架するとともに、宿泊施設や商店会など、事業者に対して配付しました。また、事業者や市民を対象に出前講座等を実施しているほか、本市職員への研修を実施し、さらなる周知・啓発に努めているところです。

相談窓口で対応した事案については、障がい者差別解消支援地域協議部会で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、次の相談対応や事業者への周知・啓発がより効果的な取組となるよう進めているところです。

なお、障がい者差別解消支援地域協議部会の開催状況については、本市ホームページで公表しています。  
今後も引き続き、障がい者差別解消に向けて取組を進めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8075

### 3.(項目)

今年1月1日に石川県能登半島において発生した「令和6年能登半島地震」。また、8月8日には日向灘を震源とする地震により、一週間で解除されたとは言え初めて、「巨大地震注意」とする南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表され、さらに9月には能登半島の甚大な豪雨被害など、今や災害は人の営みや行事、時期や場所を問わず発生するものであり、私たちは常に災害発生を織り込んで日常生活を過ごす時代になりました。

このことから、災害時要援護者への情報伝達ならびに、個々の対象者への避難計画の周知、逐次更新と、合わせて災害関連死を防ぐために、避難所での手話、文字盤などの情報保障やオストメイト対応といった設備や備品の整備について、大阪市危機管理室として各区役所への常日頃からの指導をより一層おこなっていくよう要望する。

**回答** 本市では災害時に避難所を運営することとなる自主防災組織向けに避難所開設・運営ガイドラインを作成し、障がい者などの要配慮者の特性ごとに必要な対応を掲載し、周知をしています。

また、個別避難計画の作成につきましては、各区が地域の実情に応じて各関係機関と連携しながら作成を進めています。

避難所の設備・備品につきましては、関係部局及び各区役所と連携を図り、災害時における円滑な避難所整備に努めてまいります。

(担当) 危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380  
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

### 4.(項目)

この4月からの「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の実施に当たっては、「国連障害者権利委員会」からの総括所見・改善勧告や、この間の国内法の整備状況を踏まえつつ着実に実施するよう要望する。

なお、施設からの地域移行については、本人や家族等の意向に十分配慮しながら、大阪市独自に中間的施設の設置をおこなうとともに、現在の「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」を「移動支援事業」に変更し、その利用拡大に取り組み、円滑な地域移行に努めるよう要望する。

また、市内の障がい者・障がい児が住み慣れた地域で安心、安全に生活し続けられる施策構築をおこない、その支援の水準を高めるよう要望する。

**回答** 大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画につきましては、障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される大阪市障がい者施策推進協議会において審議いただき、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、国連の障害者権利委員会による総括所見や、それを踏まえた国の動向等も踏まえながら、令和6年3月に策定してまいりました。障がいのある方が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、令和6年4月以降、策定した計画に基づき、障がい者施策を推進しているところであり、今後も障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況について検証し、引き続き着実な推進に努めてまいります。

また、障がい者支援施設からの地域移行の推進につきまして、本人の意思決定支援に十分配慮し、ご家族の理解や不安の解消にも努めつつ、障がい者支援施設等と連携して取り組んでまいります。その一環として、施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域

移行の促進を図ることを目的とする「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」を実施しており、引き続き、地域移行の推進につながるよう、同事業の利用の促進に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

### 5.(項目)

障害者雇用促進法における地方自治体の法定雇用率が、令和8年6月30日に経過措置が終了し、3.0%（教育委員会は2.9%）となることから、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組み、前倒しでこれを達成するよう要望する。

また、短時間勤務等の多様な就労形態についても検討を行うとともに、問題が生じた場合に心理士、精神保健福祉士、各区の障がい者基幹相談支援センターなどの外部機関との支援体制を構築し、その雇用継続のために努められるよう要望する。

**回答** 地方公共団体の法定の障がい者雇用率については、令和6年4月1日から令和8年6月30日までの期間においては2.8%とする経過措置が置かれているところ、本市の市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和6年6月1日現在で2.81%となっています。

本市では、令和2年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの種別を問わず、事務職員採用者数の4%を基本に障がいのある方の雇用に推進し、計画的な採用に努めていくこととしており、引き続き、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用に促進するとともに、障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

(担当) 総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7431

### 6.(項目)

大阪市所有の空き施設を利用しての障がい者の総合福祉施設の設置について、継続して要望するとともに、他の政令指定都市でも設置されている障がい者の情報提供施設を、大阪市においても設置するよう要望する。

また、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助者などの人材養成等の所要経費の確保、増額に努めるよう要望する。特に、昨年来受講希望者が増加している手話奉仕員養成講座や長年予算が据え置きとなっている点訳奉仕員養成講座での増額を強く要求する。

さらに、近年各都道府県や政令市において、議会中継に手話通訳や要約筆記を導入している議会もあることから、「障害者差別解消法」ならびに「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、大阪市議会においても導入するよう要望する。

**回答** 障がい者の総合福祉施設及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は重要な課題であり、本市ではこれまでも手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも引き続き、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。

大阪府議会では、本会議の傍聴において、事前にお申し込みをいただくことにより手話通訳を実施しています。インターネット議会中継においては現在、手話通訳や要約筆記は実施していませんが、障がいのある方が十分な情報を取得・利用できるよう、より開かれた議会の実現に向けて検討してまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081  
市会事務局 政策調査担当 電話:06-6208-8691

## 7. (項目)

今も続く諸物価高騰により、私ども障がい者の生活は極めて厳しい状況にあります。その負担軽減のため、日常生活用具のその基準額を物価上昇に見合ったものにするよう要望するとともに使用年数の緩和についても要望する。

また、デジタル化等の進捗にともない、大阪市に居住する障がい者の現状に見合った給付品目の検討を強く要望する。

合わせて、障がい者福祉施設については、これまでも実施されてきた大阪市独自の物価高騰対策を引き続き検討実施されるよう要望する。

さらに、移動支援同行援護の時間制限の緩和についても引き続き要望する。

**回答** 日常生活用具の基準等については全種目を対象に毎年検討を行っています。検討に当たっては、給付実績のデータ分析や、市場価格、市民・団体からの意見・要望、大阪市内24区の担当者の意見などを踏まえ、外部有識者で構成された検討会議で意見聴取のうえ、給付種目・対象の範囲・給付限度額等について、必要性等を精査のうえ見直しを行っています。

物価高騰により様々な種目の販売価格が上昇していることは本市も承知しております。しかし、重度障がい者日常生活用具給付事業を含む地域生活支援事業については、各自治体が実施主体となり事業を実施しておりますが、本来国が負担すべき補助金(1/2)が十分に交付されておらず、大阪市に超過負担が生じている状況です。日常生活用具の給付件数も年々増大するなかで、事業実施が困難になっております。

そのため、国の補助金(1/2)を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう国に要望しているところであります。

本市では、物価高騰の影響が長期化している中、障がい者福祉施設を含めた社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、令和5年10月に「令和5年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業(児童福祉施設等においては、「大阪市児童福祉施設等物価高騰対応支援金」)」として、財政支援策を実施しました。

また、令和6年4月には、介護保険制度及び障害福祉制度においては報酬改定を実施、こども子育て支援制度においては公定価格の改定をそれぞれ実施したところです。

しかしながら、物価高騰が長期化し社会福祉施設等の支出が増大していることや、公定価格で運営する施設等は利用者への価格転嫁できないなど、引き続き厳しい状況が続いていると認識しており、今後も引き続き、物価の変動や、国・大阪府の動向を注視してまいります。

移動支援や同行援護につきましては、障がいのある方の社会参加や余暇活動等、日常生活での外出を支援するための大切な制度であると考えております。今後についても、他の指定都市等とも連携しながら移動支援を個別給付とすることと併せて、必要とする方に支援が行きわたるよう引き続き国に働きかけてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8076

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071